

那覇市会計年度任用職員の募集について
こども教育保育課 【専門事務Ⅱ】巡回相談専門員

令和08年07月10日

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用の職に従事する職員を次のとおり募集します。
なお、この募集は、採用に係る予算の確定により効力を有します。

募 集 期 間	令和08年07月10日		から	令和09年03月30日	まで
部 名	こどもみらい部		課 名	こども教育保育課	
グ ル ー プ 名	こども発達支援センター				
職 の 名 称	【専門事務Ⅱ】巡回相談専門員			採用予定人数	1 人
形 態 区 分	パートタイム職員		週の勤務時間	30 時間	00 分
職 務 内 容	(1)発達支援保育を実施している保育園、こども園等への発達支援業務 (2)保育園、こども園等を訪問し、専門的な支援を行う施設支援業務 (3)発達支援保育に係る研修業務 (4)発達支援巡回相談、施設支援巡回相談後の報告書作成業務 (5)こども発達支援センターを拠点とした相談業務及び発達検査業務 (6)その他所属長が支持する業務 変更の範囲 無 ()				
資 格 免 許 等	公認心理師、臨床心理士 (または発達支援に関して同等の知識及び発達支援の実務経験を有する者)				
勤 務 地	こども発達支援センター 那覇市鏡原10-40			駐車場の有無	有
任 用 期 間	(開始日) 採用手続き完了次第		～ (終了日)	令和09年03月31日	
	翌年度以降、同一の職務内容の職が設置された場合の選考による 当該職への再度の任用の有無				有
	* 会計年度任用の職は、年度ごとに設置、廃止します。年度を超えた任期とすることはありません。 * 翌年度以降の再度の任用は、当該職員の能力の実証等の要件をふまえて行います。				
更 新 の 上 限	【無】※ただし、毎年度の選考による。				
勤 務 日 数	週	1~4 日			
勤 務 時 間	08時30分	～	17時00分	* シフト勤務等がある場合の勤務時間・休憩時間は、	
休 憩 時 間	12時00分	～	13時00分	勤務時間に関する特記事項欄を参照ください。	
時 間 外 勤 務	無	(月平均 時間)			
週 休 日 (休 日)	土曜日・日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日 慰霊の日				
休 暇 等	1 年次有給休暇 2 その他休暇等 (1) 有給休暇(私傷病短期、子看護、夏季休暇、忌引、出産休暇ほか) (2) 無給休暇(私傷病長期、生理休暇、介護、育児休業ほか) ※採用の日に、任期及び勤務日数に応じた日数を付与				

那覇市会計年度任用職員の募集について
こども教育保育課 【専門事務Ⅱ】巡回相談専門員

給与等	基本報酬		時給	1,756	円程度	(月末締め翌月20日支給)
			* 職歴等により加算される場合があります。			
	通勤手当		常勤職員の例により支給 (月末締め翌月20日支給)			
			* 勤務地までの通勤距離が 2 km未満の場合は支給されません。			
	期末手当		有	* 任期が6月以上かつ週15時間30分以上の勤務の職が対象		
	勤勉手当		有	* 任期が6月以上かつ週15時間30分以上の勤務の職が対象		
	退職手当		無			
その他手当		無				
	勤務時間	勤務時間外(1 日 7 時間45分以内かつ週38時間45分以内で月60時間以内)				0%
	外、休日	勤務時間外(1 日 7 時間45分超又は週38時間45分超で月60時間以内)				25%
	等の割増	勤務時間外(1 日 7 時間45分超又は週38時間45分超で月60時間超)				50%
	賃金率	休日勤務	35%	深夜(午後10時から午前 5 時まで)勤務	25%	
社会保険等	健康保険	有	* 加入には一定の条件があります。			
	厚生年金	有	* 加入には一定の条件があります。			
	雇用保険	有	* 加入には一定の条件があります。			
選考方法	書類選考後に採用面接を実施					
勤務時間に関する特記事項	年に数回、行事のため休日出勤あり					
備考	・条件付採用期間あり：任用後一か月間（1 か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで） ・屋内の受動喫煙対策あり：禁煙 ※定員に達した場合など、募集期間内でも募集を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。					

【根拠法令等】

- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則
- ・那覇市職員の任免に関する規則
- ・那覇市那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

那覇市 こどもみらい部 こども教育保育課 こども発達支援センター			
担 当	町田久乃		
TEL	098-858-5206	FAX	098-858-5246